

北広島市子育てガイド協働発行业務仕様書

本仕様書は、北広島市子育てガイド（以下「子育てガイド」という。）の協働発行业務に関する内容を定めたものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、北広島市（以下「市」という。）と協働発行业務者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとする。

1 事業概要

子どもを安心して生み育てられるよう、子育てに関する情報や各種手続き案内等の情報に企業の広告（以下「広告」という）を加えた子育てガイドを作成するにあたり、市と事業者が協働で発行する「協働発行业務」として実施する。

2 事業期間

協定締結後から令和6年3月31日まで

3 発行部数

(1) 発行部数 2, 500部/年を3か年

※ 令和4年度及び令和5年度の発行部数は市と調整を行うこと。

(2) 年度毎に1回（各年度3月頃予定）

※ 年度毎に情報等の更新を行うこと。

4 規格等

(1) 組版 A5判、フルカラー

(2) 頁数 表紙：4ページ

本文：56ページ程度

(3) 紙質 協定締結事業者と協議のうえ決定する

(4) 製本 二つ折り・左開き

綴じ方については、協定締結事業者と協議のうえ決定する。

5 主な掲載内容

(1) 行政情報（各種手続き、制度、支援情報、保育園・幼稚園情報、相談窓口等）

(2) 子育てに関する情報（市で実施したアンケート結果に基づき、市と協定締結事業者で協議のうえ決定する）

(3) その他子育て世帯に有用な情報（おでかけスポット、イベント情報等）

(4) 広告

6 費用負担

事業者はガイドブックに広告を掲載し、その広告の掲載により得られる収入は事業者に帰属するものとする。北広島市子育てガイド協働発行业務に係る企画、編集、広告営業、印刷・製本、納品等に係る経費は事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しない。

7 広告の掲載

- (1) 全紙面に対する広告の割合は概ね30%以下とする。
- (2) 子育てガイドに掲載できる広告については、北広島市広告掲載に関する基本方針及び北広島市広告掲載基準の規定を遵守するものとする。また、掲載面や位置等は市と協議のうえ決定することとする。
- (3) 広告は一見して広告であると分かる表示又は体裁とすること。
- (4) 市は、事業者が集めた広告について審査を行い、承認するものとする。
- (5) 広告主の募集は事業者が行い、市は関与しないものとする。

8 制作方法

- (1) 市は事業者がガイドブックの制作に必要な情報を電子データ等により提供する。
- (2) 事業者は、市からの提供情報及び事業者が収集した情報を基に、ガイドブックの企画編集、印刷、製本及び納品を行うものとする。
- (3) 事業者は、ガイドブックの制作に関し以下の事項を遵守すること。
 - ア 文字・写真・イラストの大きさ、配列及び配色については、ユニバーサルデザインに配慮し誰もが見やすい視認性の高いものとする。
 - イ 校正作業は、双方協力して行い、市の校了をもって終了するものとする。
 - ウ 広告の制作は、事業者が行うこと。

9 著作権の帰属

- (1) 市が提供する行政情報等は、全て市に帰属するものとし、事業者は当該情報の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、あらかじめ市の許可を得なければならない。
- (2) 事業者がガイドブックの制作のために収集した情報及び広告は、事業者に帰属するものとし、市が当該情報等の他の媒体への転載及び引用等を行う場合は、事業者の許可を得るものとする。

10 納品

- (1) 事業者は、ガイドブックを市が指定する場所へ納品すること。
- (2) 事業者は、ガイドブックの納品時に全ページ分の電子データ（PDF形式）を市に提供すること。

11 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 行政情報に関する責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 行政情報以外に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。